

歯科訪問診療の手順

- ・ 入院されている方は、必ず、主治医の許可を得てください。
ご家族からのご依頼、看護師からのご依頼では、以下の法的事情により病院に入ることはいけません。
歯科治療が可能な病状か、主治医の判断によるものです。

入院患者が、その病院にはない診療科の治療が必要となった場合、
主治医は当該診療科へ診療を依頼することが求められます。これを**医師の
転医義務**と言います。

- ・ 入所中の方については、施設の責任者の許可を得てください。
病院と同様に、施設責任者の許可なく、
ご家族からのご依頼だけでは、以下の理由で、施設に入ることはいけません。

美祢市内の高齢者施設には、それぞれ、施設入所者の歯科治療を委託契
約している**嘱託歯科医師**がいます。入所者の歯科治療は嘱託歯科医師が
行うという体制があります。

- ・ 主治医、施設責任者から訪問診療のご依頼が来た時点で
ご相談の上、訪問日時を決めたいと思います。

訪問診療の時間帯：午前中 10:30～12:00 午後 14:30～16:00
木曜・土曜は午後休診

※これまで、主治医、施設長から、お急ぎの状況で呼ばれたことがあります。
電話を受けて、そのまま、直ちに、病院、施設へ向かいました。

- ・ 訪問診療の前に、
マイナンバーカード、高齢者受診証等とお薬手帳を、ご持参ください。
訪問診療に伺う前に、保険診療のための診療録の作成を致します。
その際に、詳しく状況、ご要望をお聞かせください。

以上で、訪問診療の手続きは完了です。